

【補助対象事業の要件】

次の要件を全て満足する必要があります。

- 1) 廃棄物処理施設に必要な設備等であること。
ただし、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）
なお、必要な設備等には、FEMS（工場エネルギー管理システム）など省エネ化を図るシステムなどを含みます。
- 2) 設備の更新、改修、改造であること。
ただし、それに伴う建築・土木に係る改造等は補助対象事業に含まない。
- 3) 設備の更新等に必要な変更届（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の規定）等の許可等が取得できること。
- 4) 導入する設備は予備機等でないこと。